



地域文化の継承に向けた価値ある建築物の保全・活用手法に関する報告会

「建築基準法の特例制度（建築基準法適用除外）はどう活かせるか」

～特例制度活用のためのモデル条例の提案～

日本の各地域には、地域の歴史・文化の拠り所となる価値のある貴重な建築物が多く残されており、これらを保全・活用しつつ、魅力ある地域の文化・記憶を継承していこうというニーズはますます高まっています。しかしながら、こうした建築物を活用するため建物の用途を変えたり、増改築等を行う際には、一律の建築基準法の遡及適用を受け、それが困難となる場合も少なくありません。

建築基準法第3条第1項第3号には、文化財保護法により指定された国宝、重要文化財以外であっても、自治体が条例により、文化的価値を認め、現状変更の規制及び保存のための措置等が講じられている建築物については、同法の適用を除外する特例的な制度が規定されています。しかし、この制度はあまり知られておらず、その活用もほとんど進んでいないのが実態です。

そこで、(社)神奈川県建築士会及び(社)静岡県建築士会は、この制度の活用を促すことを目的に、共同で平成21年度「住まい・まちづくり担い手事業」の助成を受け、「文化的価値のある建築物の保全・活用手法のケーススタディ」に取り組んできました。本報告会では、それらの検討結果を報告するとともに、関心のある地方自治体関係者、建築士及び建築所有者等を交えて、文化的価値のある建築物の保全活用手法について議論したいと存じます。

建築、都市・農山村計画、文化財保護、観光振興など幅広い分野の皆様の参加をお待ちしています。

開催日時：2010年2月2日(火) 14:00～17:00

開催場所：TKP東京駅ビジネスセンター カンファレンスルーム29E

東京都中央区八重洲1-5-3不二ビル9階 (03-3270-7551)

JR線「東京駅」八重洲北口徒歩2分、東京メトロ各線「日本橋駅」A3出口徒歩1分又は「大手町駅」B10番出口徒歩1分

募集人員：50人

参加費：無料

プログラム(予定) CPD3単位

【主旨説明・問題提起】 高見 真二 国土技術政策総合研究所

【ケーススタディの報告】

1) 神奈川県湘南地区の対象物件について 森山 恒夫 (社)神奈川県建築士会

2) 静岡県遠州地区の対象物件について 鈴木 敬雄 (社)静岡県建築士会

【モデル条例の提案と除外規定の代替方策について】 村島 正章 (社)神奈川県建築士会

【外国における適用除外の運用状況】 後藤 治 工学院大学

【自治体の独自条例】萩市の保存条例と解説 豊城 浩行 文化庁

【質疑応答・意見交換】

お問い合わせ・申し込み先

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館5階

(社)日本建築士会連合会「文化的価値のある建築物の保全・活用手法検討委員会」

TEL 03-3456-2061 FAX 03-3456-2067 E-mail:chiiki@kenchikushikai.or.jp

申込締切日 2010年1月22日(金) / 定員になり次第締め切ります。

文化的価値のある建築物の保全・活用手法に関する報告会 参加申し込み書

FAX 03-3456-2067 (連合会事務局)

氏名		所属団体	
勤務先名称			
勤務先住所 〒			
TEL		FAX	